

# 中間市の耐震改修補助制度について

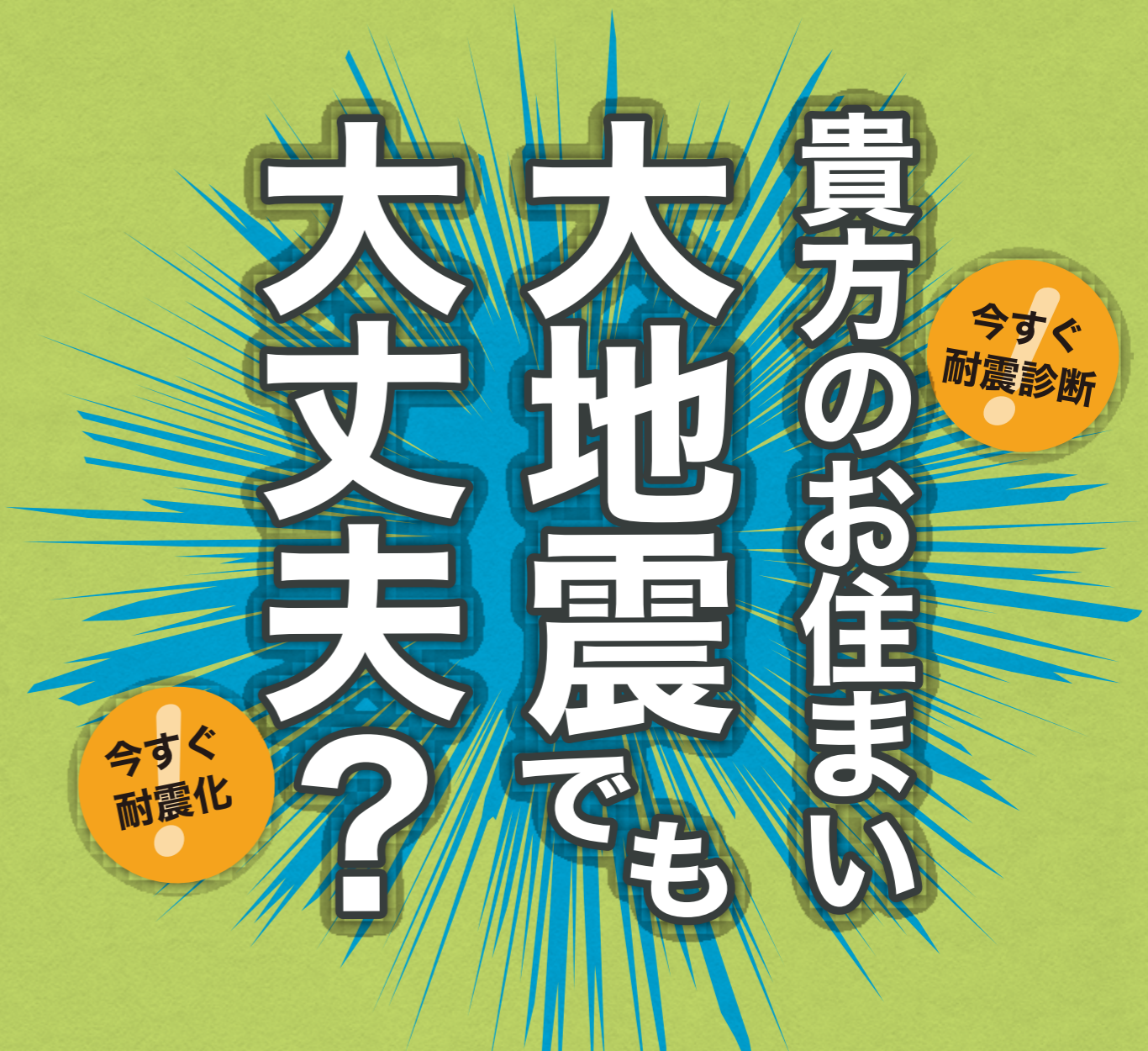
- 補助を受けるには、いくつかの条件に合致する必要がありますのでご注意ください。
- 事前協議前に工事着手した場合は補助を受けることができませんのでご注意ください。

補助内容	耐震改修工事に要する費用の一部を補助	
補助対象者	<input type="checkbox"/> 木造住宅の所有者 <input type="checkbox"/> 本市の市税を滞納していないこと <input type="checkbox"/> 過去に市の耐震改修工事補助金の交付を受けたことがないこと <input type="checkbox"/> 暴力団員でないこと	
補助対象住宅	<input type="checkbox"/> 市内に存在するもの <input type="checkbox"/> 木造一戸建て住宅 ※店舗等の用途を兼ねるものは、店舗等の用途に供する部分の床面積が2分の1未満のもの <input type="checkbox"/> 昭和56年5月31日以前に建築または工事着工したもの	<input type="checkbox"/> 現に居住者がいること <input type="checkbox"/> 建築基準法及び関係法令に違反していないもの <input type="checkbox"/> 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満で、建物全体が1.0以上、または1階部分の上部構造評点が1.0以上になる耐震改修工事を行うもの
申請書類	交付申請書は、中間市のホームページからダウンロードできます。 <a href="http://www.city.nakama.lg.jp/kurashi/sumai/mokuzoutaisinnkaisyu.html">http://www.city.nakama.lg.jp/kurashi/sumai/mokuzoutaisinnkaisyu.html</a> (その他、添付が必要な書類がありますので、事前に下記にお問い合わせください)	
担当窓口	中間市 <b>都市計画課</b> TEL 093-246-6155	

※耐震シェルター等の設置及び建替え等に伴う住宅の除却工事に要する費用の一部補助も実施しています。詳しくはお問い合わせください。

(一社)福岡県住宅リフォーム協会・中間市・福岡県からのお知らせ

## 古い木造戸建住宅の耐震化のすすめ



# 耐震改修工事に伴う減税制度・融資制度について

- 耐震改修工事を行う場合に利用できる減税制度・リフォーム融資制度があります。
- 各制度には利用条件等がありますので、必ず事前に確認しましょう。

### 耐震改修工事を行うと税金が軽減されます

【所得税の減税制度】	【固定資産税の減税制度】
<b>住宅耐震改修特別控除</b> ○個人が住宅の耐震改修を行った場合には、所得税額から一定の額を控除できます。	<b>耐震改修住宅の減額措置</b> ○住宅の耐震改修を行った場合には、固定資産税額から一定額を減額できます。
<b>要件</b> ○昭和56年5月31日以前に建築された家屋で自己の居住の用に供する家屋であること ○耐震改修をした家屋が、現行の耐震基準に適合するものであること等	<b>要件</b> ○工事完了後3カ月以内の申告であること ○昭和57年1月1日以前からある住宅 ○現行の耐震基準に適合する改修工事であること ○工事費の合計が50万円を超えること等
<b>お問い合わせ先</b> <b>若松税務署</b> TEL 093-761-2536	<b>お問い合わせ先</b> <b>中間市役所 課税課 資産税係</b> TEL 093-246-6274

### 耐震化工事時に融資を受けることができます

【住宅金融支援機構】
<b>リフォーム融資（耐震改修工事）</b> ○ご返済終了まで借入申込時の金利が適用される全期間固定金利型のローンです。 ○住宅の耐震化工事と併せて行うリフォーム工事（水廻り工事、壁紙の張り替え等）にかかる費用もお借入れの対象となります。 ○融資限度額は1,500万円で、住宅部分の工事費が上限となります。 ○融資額が300万円以下の場合、抵当権の設定は不要です。 ○返済期間は、最長20年までご利用いただけます。（完済時の年齢の上限は80歳です。）
<b>お問い合わせ先</b> <b>住宅金融支援機構</b> ☎ 0120-0860-35 (通話無料)
※上記の電話番号をご利用いただけない場合はTEL 048-615-0420におかけください。 (通話料金がかかります) ※祝日及び年末年始を除き、土曜日及び日曜日も営業します。 ※受付時間 9:00-17:00



耐震診断

6,000円

耐震改修補助

最大 30万円

※助成率 23%

このらしに関するお問い合わせ先

中間市役所 都市計画課 (直通 093-246-6155)



